

平成 30 年度 第 1 回 今治市子ども・子育て会議

児童健全育成部会

平成 31 年 2 月 28 日 (木)

午後 5 時～

今治市役所 101 会議室

【会 次 第】

1 部会長挨拶

2 議題

- (1) 平成 31 年度今治市放課後児童健全育成事業施設助成事業者の募集状況について
- (2) 事業者の選定方法などについて
 - ・選定スケジュール (資料 1)
 - ・プレゼンテーションの実施要領 (資料 2)
 - ・書類審査 (資料 3)
- (3) プレゼンテーション・質疑応答・書類審査
- (4) 審査結果及び事業者の選定について

3 その他

平成31年度放課後児童健全育成施設整備助成事業募集要領

1 募集の概要

(1) 募集の趣旨

本市では、「今治市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、放課後児童クラブを必要とする児童の受け入れが困難な状況が予測される地域において、民間の児童クラブ運営事業者への助成を行うことで、放課後児童クラブの実施場所の確保に取り組んでいます。

2020年度までに新たに民間児童クラブの実施または既設の放課後児童健全育成施設において待機児童解消のための改築などを実施するために今治市放課後児童健全育成施設整備事業費補助金（仮称）に必要となる整備費用の助成を行う事業者を募集します。

(2) 整備内容

対象施設	設置主体	対象地域	選定事業数	要件
児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施する施設	市内の社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、株式会社等	乃万小学校区	1事業者	概ね20人の利用児童の拡大

(3) 補助金

今治市放課後児童健全育成施設整備事業費補助金（仮称）

○対象事業 放課後児童健全育成事業を実施するための施設の新築、改築、増築、増改築等

(4) 設置基準

放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項）、「今治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定を遵守すること。

2 応募要件

(1) 応募事業者の資格

放課後児童健全育成事業を実施しているまたは、2020年4月1日までに実施予定であること。

(2) 建設用地

① 都市計画法、農振法、農地法、その他土地にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。なお、その内容は、【様式4】に詳細に記入すること。

② 建設用地に抵当権等の施設存続の支障となりえるような権利設定がないこと。または、その権利の抹消が確実であること。【別敷地で施設整備する場合に限る（自己所有済み除く）。】

- ③ 建設用地が貸与の場合、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定登記を行うこと。【別敷地で施設整備する場合に限る（自己所有済み除く）。】

別敷地で施設整備する場合で、土地を今後、売買（賃借）により取得する場合、応募の段階では契約を有していなくても、売買（賃借）が確実であることが証明できればよい。その場合、公募で選定されなかった場合は契約が無効である旨を明記した「土地売買（賃貸借）確約書」等を添付すること。

(3) 建築等にかかる関係法規等を満たす計画であること

- ① 建築基準法、消防法、その他建築等にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。確認した内容は、【様式4】に詳細に記入すること。

3 応募の手続等

平成31年1月28日（月）～平成31年2月8日（金）までに

【事前申込書】を提出し、

平成31年2月4日（月）～平成31年2月25日（月）までに

【事業計画書】を提出してください。（ただし、土、日曜日、祝日は除く）

- ① 受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで
② 提出場所 今治市子育て支援課 こども健全育成係（市役所第1別館4階）
③ 提出方法 応募書類の提出は、提出期間内に提出場所へ持参すること。
（郵送及びFAXによるものは受け付けません。）
④ 提出書類、提出部数

<事前申込書> 1部

事前申込書【様式1】、用地総括表（事前申込用）【様式2】、位置図（様式2に添付）、関係機関との協議状況書【様式4】

<事業計画書> 正本（原本）1部・副本（正本の写し）5部

別紙「放課後児童健全育成施設整備事業計画書 提出書類一覧表」のとおり

- 左側に穴をあけ、A4縦のファイルに綴じ（副本はファイル不要で紐綴じのみで結構です。）、目次及び項目ごとにインデックスを付けてください。
- 各書類は、証明類等既定のものを除き、原則としてA4版とすること。ただし、図面はA3版とし、A4サイズに折り込んで提出してください。
- 契約関係書類など正本に原本の写しを提出する場合には、原本証明をしてください。

(例) この写しは原本と相違ありません。

平成 年 月 日
○○法人 ○○○○
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

4 審査

- (1) 応募者から提出された計画の審査を、「今治市子ども子育て会議 児童健全育成部

第1回今治市子ども・子育て会議児童健全育成部会

時間	審議内容	
17:00~17:15	議題(2) 事業者の選定方法などについて ・選定スケジュール(資料1) ・プレゼンテーションの実施要領(資料2) ・書類審査(資料3)	
17:15~17:40	議題(3) プレゼンテーション、質疑	学校法人普門学園
17:40~17:50	応答	書類審査
17:50~18:00	休憩	
18:00~18:10	議題(4) 審査結果及び事業者の選定について	

※時間はあくまでも目安です。

- 会」において審査し、補助対象候補者として整備事業者を決定します。
- (2) 審査結果は、市ホームページに掲載し、応募者には文書で通知します。
 - (3) 審査の結果により、提案について適当でないと判断した場合は、整備事業者の決定をしないことがあります。

5 募集要領等に関する質問及び回答

本募集要領等の内容に関する質問及び回答は、原則として次のとおりとします。

(1) 質問の提出方法

質問事項を記載した質問書（別紙1）を子育て支援課こども健全育成係宛にFAX又は電子メールにて提出してください。その際、担当者氏名等をもれなく記載するとともに電話連絡をお願いいたします。回答書は後日送付します。

(2) 質問受付期間

平成31年1月25日（金）～平成31年2月8日（金）

（ただし、土、日曜日、祝日は除く）

(3) 電子メールアドレス等

電子メールアドレス kosodate@imabari-city.jp

FAX番号 0898-34-1145

(4) 質問及び回答の公開

質問の中で応募者に周知する必要がある場合は、その回答等を応募者（説明会参加者）全員にお知らせします。

6 無効及び失格となる場合

- (1) 募集要領に適合しない場合
- (2) 整備計画書に虚偽の記載があった場合
- (3) 整備計画書の記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 整備事業者決定後、施設設置予定地に変更が生じた場合
- (5) 整備事業者決定後、事業主体となる事業者に変更が生じた場合
- (6) 整備事業者決定後、整備計画に大幅な変更が生じた場合
- (7) 建設予定地が他の応募事業者と重複した場合
- (8) 整備事業者決定後、建設に係る開発・建築規制、その他法令等により施設整備が認められない場合
- (9) 今治市子ども子育て会議 児童健全育成部会等の審査に出席しない場合
- (10) その他不正行為等があった場合

7 応募に当たっての留意点

- (1) 平成31年度今治市一般会計予算が成立しない場合は、整備事業者の決定は無効となります。
- (2) 応募件数は1事業者1施設とします。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

- (4) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は原則として認めません。
- (5) 今治市子ども子育て会議 児童健全育成部会において確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めたり、ヒアリングを行うことがあります。
- (6) 提出された書類は、返却いたしません。また、今治市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (7) 整備事業者決定後の建設工事契約は、市の予算成立後（加えて、金融機関等からの借入を予定している場合は、当該機関等から受理通知が届いた後、新たに法人を設立する場合は、法人認可された後。）、市の補助金交付決定を経た上で、市が行う公共工事に準じた競争入札実施後になります。補助金を受けて施設整備する場合、競争入札の公告等についても本市の予算（平成31年当初予算）成立後、市の交付決定を受けるまでは行うことが出来ません。
- (8) 応募に当たっては、提案する整備計画が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出してください。
- (9) 事前申込書又は事業計画書提出後に辞退する場合は、速やかに理由を記載した辞退届出（別紙2）を提出してください。

8 日程

募集及び選定のスケジュールは次のとおりとします。

平成31年1月28日(月) ～平成31年2月8日(金)	事前申込書の提出期間
平成31年2月4日(月) ～平成31年2月25日(月)	事業計画書の提出期間
平成31年2月28日(木)	今治市子ども子育て会議児童健全育成部会にて審査
平成31年3月上旬を予定	事業者の決定・通知・公表

担当課

今治市健康福祉部 子育て支援課 こども健全育成係
〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1
電話：0898-36-1524
FAX：0898-34-1145
e-Mail：hoiku@imabari-city.jp

平成 30 年度第 1 回今治市子ども・子育て会議 児童健全育成部会
プレゼンテーション実施要領

- 1 日時：平成 31 年 2 月 28 日（木）17：00～18：00
- 2 場所：今治市役所第 1 別館 10 階 101 会議室①
※第 1 別館 10 階 101 会議室②を控室として用意しておりますので、貴事業者の
開始予定時刻の 15 分前までにご集合ください。
- 3 出席人数：1 事業者あたり 3 名以内
- 4 実施方法
 - (1) プレゼンテーション
学校法人普門学園
 - (2) 各応募事業者の持ち時間
1 事業者当り提案説明は 15 分以内です。引き続き、部会委員との質疑応答を予
定しております。
※持ち時間は、提案説明及び質疑応答について、それぞれ事務局又は部会長が
「開始してください」と宣告してから「終了してください」と宣告するまでの
時間です。また、提案説明は、終了 1 分前に事務局から「残り時間 1 分です」
とお知らせします。
 - (3) プレゼンテーションの進行
 - ア 事業者名並びに出席者全員の役職及び氏名を述べてください。
 - イ 提出していただいた事業計画などにより、貴事業者が特にアピールしたい
項目を中心に計画の概要などを説明してください。
 - ウ 時間終了までに提案説明が終了した場合は「以上で提案説明を終了します」
と宣告してください。
 - エ 引き続き委員からの質問に答えてください。

できません。

- エ プロジェクター及びスクリーンは準備しますが、パソコンその他の機材は各者でご準備ください。なお、設定等にかかる時間もプレゼンテーションの時間に含みます。

<プレゼンテーションの進行>

ア 事業者名及び出席者全員の役職及び氏名を述べる。



イ 事務局から「提案説明を開始してください」と宣告を受けて、提案説明を開始。



ウ 出席者から終了宣言するか、事務局から「提案説明を終了してください」との宣告を受けて、提案説明を終了。



エ 事務局から「質疑応答を開始してください」と宣告を受けて、質疑応答を開始。



オ 事務局又は部会長から「質疑応答を終了してください」と宣告を受けて、質疑応答を終了。

平成31年度今治市放課後児童健全育成事業施設助成事業プロポーザル採点表

応募者

委員名

評価項目	評価基準・着眼点	配点					得点					
		劣	←	普	→	優						
1. 事業者の運営方針及び実績、当該事業計画	・事業を継続的にできる事業者であるか	2	4	6	8	10						
2. 応募の動機	・事業に対して意欲を感じられる内容であるか	2	4	6	8	10						
3. 児童クラブの運営方針	・事業の内容及び地域性を理解した内容であるか	2	4	6	8	10						
4. 児童の安全な保育に関すること	児童の健康管理	・児童が健康的に過ごせる環境に配慮した内容であるか					1	2	3	4	5	
	安全確保	・緊急時の対応が十分な内容であるか ・事故、怪我の対応及び備えが十分な内容であるか					1	2	3	4	5	
	情緒の安定	・集団生活の中で子ども一人ひとりの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮できるか					1	2	3	4	5	
	児童の遊びの指導	・児童の年齢等に応じた遊びの提供ができるか					1	2	3	4	5	
小計												
5. 事業の運営及び施設管理に関する業務	出欠簿や指導日誌の作成	・出席管理、日誌等により業務内容を適切に管理できているか					1	2	3	4	5	
	連絡帳などの記載	・家庭との連絡方法は適切にできているか					1	2	3	4	5	
	年間・月間行事計画、勤務表の作成	・年間計画表、勤務管理は適正にできているか					1	2	3	4	5	
	おやつ購入及び準備	・おやつなどを提供する場合の、アレルギーなどの配慮はできている内容であるか					1	2	3	4	5	
施設、設備、備品の管理と環境整備	・設備の点検等は徹底されている内容であるか					1	2	3	4	5		
小計												
6. 利用者対応に関する業務	・利用説明会の実施など、保護者と信頼関係が築けるような内容であるか					1	2	3	4	5		
7. その他、事業運営に必要な業務	学校及び保護者組織等との連携	・学校と良好な関係を築き、連携して運営ができる内容であるか					1	2	3	4	5	
	地域との連携	・地域と良好な関係を築けるような内容であるか					1	2	3	4	5	
	子育て支援	・地域の子育て支援について、十分な役割を發揮する内容であるか					1	2	3	4	5	
	配慮児童について	・障害についての知識を持ち、児童の平等な利用が確保される内容であるか					1	2	3	4	5	
	児童虐待予防及び発見時の対応	・児童虐待についての知識を持ち、関係機関と連携できる内容であるか					1	2	3	4	5	
	個人情報保護	・個人情報保護について、適切な管理がなされる内容であるか					1	2	3	4	5	
小計												
8. 支援の体制等	支援員等の配置計画	・職員が適性に配置できる内容であるか					1	2	3	4	5	
	支援員等の研修計画	・職場内での教育訓練や研修、また職場外研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるような計画であるか					1	2	3	4	5	
小計												
9. 労働安全衛生	・支援員等の労働実態や意向を把握し、支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、健康診断の受診や労働環境の整備に努める内容であるか					1	2	3	4	5		
10. 苦情等の対応	・子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有するような内容であるか					1	2	3	4	5		
11. 特色ある取り組み	・児童にとって有益な内容であるか					2	4	6	8	10		
合計得点												0

*採点の基準

- 特に優れているもの・5分の5
- 優れているもの……5分の4
- 普通……………5分の3
- やや劣っているもの…5分の2
- 劣っているもの……5分の1

*選考において、配点の合計が5分の3(84点)未満である事業者は、放課後児童クラブ運営委託事業者として選定しない。

平成31年度今〇市放課後児童健全育成事業施設助〇事業プロポーザル採点表

応募者 学校法人 今治専門学園

項 目	泉委員	檜垣委員	御堂委員	藤田委員	織田委員	松尾委員	平均点
1. 事業者の運営方針及び実績 (10点)	0	0	0	0	0	0	0
2. 応募の動機 (10点)	0	0	0	0	0	0	0
3. 児童クラブの運営方針 (10点)	0	0	0	0	0	0	0
4. 児童の安全な保育に関する業務 (20点)	0	0	0	0	0	0	0
5. 事業の運営及び施設管理に関する業務 (25点)	0	0	0	0	0	0	0
6. 利用者対応に関する業務 (5点)	0	0	0	0	0	0	0
7. その他、事業運営に必要な業務 (30点)	0	0	0	0	0	0	0
8. 支援の体制等 (10点)	0	0	0	0	0	0	0
9. 労働安全衛生 (5点)	0	0	0	0	0	0	0
10. 苦情等の対応 (5点)	0	0	0	0	0	0	0
11. 特色ある取り組み (10点)	0	0	0	0	0	0	0
合計(140点)	0	0	0	0	0	0	0